

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

門真市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府門真市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の加入脱退、国民健康保険資格確認書及び証明書関係の発行、保険料の賦課、医療費給付等を行う。これらの業務を行うに当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 1 国民健康保険の加入及び脱退の届出並びに適正な資格管理 2 把握している状況から、証及び証明書関係(資格確認書・資格情報通知書・被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証)の発行及び送付 3 被保険者の属する世帯に対する、所得、人数の状況に応じた保険料の算出、賦課及び減免 4 医療機関等で受けた療養の給付、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、特別療養費、食事差額、出産育児一時金、葬祭費、第三者行為による損害賠償金の請求、結核医療給付金及び精神医療給付金の給付事務とその適正な管理 5 特定健診、特定保健指導に関する業務 6 国民健康保険料納入通知書等及び納付書の発行及び送付 7 徴収方法(普通徴収、特別徴収)の決定 8 適正な資格管理に必要なとなる資料の提供等の求め 9 適正な給付管理に必要なとなる資料の提供等の求め
③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳システム、個人住民税システム、宛名・納付システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム(「国保総合(国保集約)システム」という。)、サービス検索・電子申請機能 ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第44の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第69、70、71の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第2、3、6、27、48、65、69、83、87、115、125の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	門真市保健福祉部健康保険課 門真市保健福祉部健康増進課(1.②事務の概要のうち5のみ)
②所属長の役職名	健康保険課長 健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	門真市 総務部 総務課 〒571-8585 大阪府門真市中町1-1 電話06-6902-5684
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	門真市 保健福祉部 健康保険課 〒571-8585 大阪府門真市中町1-1 電話06-6902-5697
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む)のパスワード等による保護	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月1日	I 関連情報 ① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の加入脱退、国民健康保険被保険者証及び証明書関係の発行、保険料の賦課、医療費給付等を行う。これらの業務を行うに当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 1 国民健康保険の加入及び脱退の届出並びに適正な資格管理 2 把握している状況から、証及び証明書関係（被保険者証・被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証）の発行及び送付 3 被保険者の属する世帯に対する、所得、人数の状況に応じた保険料の算出、賦課及び減免 4 医療機関等で受けた療養の給付、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、特別療養費、食事差額、出産育児一時金、葬祭費、第三者行為による損害賠償金の請求、結核医療給付金及び精神医療給付金の給付事務とその適正な管理 5 特定検診、特定保健指導に関する業務 6 国民健康保険料納入通知書等及び納付書の発行及び送付 7 徴収方法（普通徴収、特別徴収）の決定 8 適正な資格管理に必要なとなる資料の提供等の求め 9 適正な給付管理に必要なとなる資料の提供等の求め	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の加入脱退、国民健康保険資格確認書及び証明書関係の発行、保険料の賦課、医療費給付等を行う。これらの業務を行うに当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 1 国民健康保険の加入及び脱退の届出並びに適正な資格管理 2 把握している状況から、証及び証明書関係（資格確認書・資格情報通知書・被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証）の発行及び送付 3 被保険者の属する世帯に対する、所得、人数の状況に応じた保険料の算出、賦課及び減免 4 医療機関等で受けた療養の給付、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、特別療養費、食事差額、出産育児一時金、葬祭費、第三者行為による損害賠償金の請求、結核医療給付金及び精神医療給付金の給付事務とその適正な管理 5 特定健診、特定保健指導に関する業務 6 国民健康保険料納入通知書等及び納付書の発行及び送付 7 徴収方法（普通徴収、特別徴収）の決定 8 適正な資格管理に必要なとなる資料の提供等の求め 9 適正な給付管理に必要なとなる資料の提供等の求め	事前	法改正に伴う変更
令和7年2月1日	I 関連情報 ③ 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） 第9条第1項及び別表第1の30の項	番号法第9条第1項別表第44の項	事前	法改正に伴う変更
令和7年2月1日	I 関連情報 ④ 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、119 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の42、43、44、45	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第69、70、71の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第2、3、6、27、48、65、69、83、87、115、125の項	事前	法改正に伴う変更
令和7年2月1日	II 1 しきい値判断項目 対象人数 評価対象の事務の対象者は何人か いつの時点の計数か いつの時点の計数か	令和1年12月1日時点	令和6年12月1日時点	事前	時点更新（係数に変更なし）
令和7年2月1日	II 2 しきい値判断項目 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者は500人以上か いつの時点の計数か	令和1年12月1日時点	令和6年12月1日時点	事前	時点更新（係数に変更なし）
令和7年2月1日	IV リスク対策 ⑧ 人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である] 判断の根拠 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む)のパスワード等による保護	事前	新様式の項目追加

[illegible]